

名古屋市介護保険条例施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年11月29日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第 103号

名古屋市介護保険条例施行細則等の一部を改正する規則

(名古屋市介護保険条例施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市介護保険条例施行細則（平成12年名古屋市規則第70号）の一部を次のように改正する。

第 2条後段を削り、同条に次の 1項を加える。

2 前項の場合において、区長は、同項の第 2号被保険者が医療保険加入者（法第 7条第 8項に規定する医療保険加入者をいう。以下同じ。）であることを確認するものとする。

第11条第 2項を次のように改める。

2 前項の申請書を受け付けた市長は、当該申請に係る被保険者が第 2号被保険者であるときは、当該第 2号被保険者が医療保険加入者であることを確認するものとする。

第 5号様式及び第 7号様式中「被保険者証等」を「被 保 険 者 等」に改める。

(名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第 2条 名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年名古屋市規則第 107号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（表）中「被保険者証の記号」を「被保険者記号」に改める。

第 2号様式注意事項第 4項及び第 2号様式の 2注意事項第 4項中「被保険者証」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第 6号様式の 2（表）中「被保険者証の記号」を「被保険者記号」に改め、同様式（裏）注意事項第 2項中「被保険者証」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第15号様式から第20号様式までの規定中「被保険者証の記号」を「被保険者記号」に改める。

(名古屋市障害者医療費助成条例施行細則の一部改正)

第 3条 名古屋市障害者医療費助成条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第99号）の一部を次のように改正する。

第 3条の 2中「及び扶養親族（」の次に「同法に規定する控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の者を除く。」を加える。

第 9条第 2項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2号中「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の記号及び番号」に改める。

第 1号様式中 「生年月日」を「生年月日
個人番号」に、「被保険者証、組合員証又は加

入者証」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者」に改める。

第 3号様式中 「（あて先）」を「（宛先）」に、

「氏 名 年 月 日生」を「氏 名 年 月 日生
個人番号」

に改める。

第 4号様式中 「（あて先）」を「（宛先）」に、「氏 名」を「氏 名
個人番号」に、「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合

員、加入者又は被扶養者の記号及び番号」に、「家族療養附加金」を「家族療養付加金」に改める。

第 5号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、
「住所氏名」を「住所氏名 個人番号」
に改める。

第 6号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、
「住所氏名」を「住所氏名 個人番号」
に、「被保険者証、組合員証又は加入者証の記号番号」を「被保険者、組合員、加入者又は被扶養者の記号及び番号」に改める。

（名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部改正）

第 4条 名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第 1条の 3中「及び被保険者証又は被保険者資格証明書」を削る。

第 2条第 1項及び第 2項並びに第 3条第 1項中「被保険者証又は被保険者資格証明書」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第 4条中「第54条の 3第 1項」の次に「又は第 2項本文」を加え、「被保険者資格証明書」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第 5条から第 8条の 2までの規定中「被保険者証又は被保険者資格証明書」を「被保険者資格が確認できるもの」に改める。

第11条中「 6月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関等において診療を受けた被保険者に係る一部負担金の支払又は納付については、一部負担金の支払又は納付することができるまでの期間として 1年）」を加える。

第25条（見出しを含む。）中「被保険者証」を「資格確認書」に改め、同条ただし書を削る。

第29条第 1項中「、第 5条の 7から第 7条の 2まで、第 7条の 4」を削り、「第26条の 6の 4」の次に「、第27条の 5の 2から第27条の 5の 6まで」を加える。

別表中

4の 1	省令第 6条第 1項	第 4号 の 1	国民健康保険被保険者証
4の 2		第 4号 の 2	削除
4の 3	省令第 6条第 2項	第 4号 の 3	国民健康保険被保険者資 格証明書
4の 4	省令第 5条の 7	第 4号 の 4	国民健康保険被保険者証 返還請求書
4の 5	省令第 5条の 8第 1項及 び第 2項並びに第27条の 14の 2第 2項及び第 5項	第 4号 の 5	特別の事情届
4の 6	省令第 5条の 9第 1項、 第 2項及び第 3項	第 4号 の 6	国民健康保険被保険者資 格証明書の適用除外とな る公費負担医療受給者届

を

4の 1	省令第 6条第 1項	第 4号 の 1	国民健康保険資格確認書 交付申請書
4の 2	省令第 6条第 2項	第 4号 の 2	国民健康保険資格確認書 (その 1)
4の 3	省令第27条の 5の 2第 2 項	第 4号 の 3	国民健康保険資格確認書 返還請求書
4の 4	省令第27条の 5の 2第 4 項	第 4号 の 4	国民健康保険資格確認書 (その 2)
4の 5	省令第27条の 5の 4第 1 項及び第 2項、第27条の 14の 2第 4項、第28条第 9項並びに第32条の 3	第 4号 の 5	特別の事情届
4の 6	省令第27条の 5の 5第 1 項及び第 2項	第 4号 の 6	国民健康保険特別療養費 の適用除外となる公費負 担医療受給者届

に、

4の 8	省令第24条の 3	第 4号 の 8	国民健康保険基準収入額 適用申請書
4の 9	省令第 6条第 1項	第 4号 の 9	国民健康保険資格確認書 交付申請書
4の10	省令第 6条第 2項	第 4号 の10	国民健康保険資格確認書
4の11	省令第27条の 5の 2第 4 項	第 4号 の11	国民健康保険資格確認書

を

4の 8	省令第24条の 3	第 4号 の 8	国民健康保険基準収入額 適用申請書
------	-----------	-------------	----------------------

に、

7	省令第 7条第 1項、第 7 条の 3及び第 7条の 4第 4項	第 7号	被 保 険 者 国民健康保険被保険者資格証 高齡受給者 証 明書再交付申請書 証
8の 1	省令第27条第 1項及びこ の規則第 3条第 1項	第 8号 の 1	国民健康保険療養費支給 申請書
8の 2	第 4条	第 8号 の 2	国民健康保険特別療養費 支給申請書

を

7	省令第 7 条第 1 項及び第 7 条の 4 第 4 項	第 7 号	国民健康保険資格確認 高齢受給者 書再交付申請書 証
8 の 1	省令第 27 条第 1 項及びこの規則第 3 条第 1 項	第 8 号 の 1	国民健康保険療養費支給 申請書
8 の 2	省令第 27 条の 5 の 3	第 8 号 の 2	国民健康保険特別療養費 決定通知書
8 の 2 の 2	省令第 27 条の 5 の 6	第 8 号 の 2 の 2	国民健康保険療養の給付 等に係る通知書
8 の 2 の 3	第 4 条	第 8 号 の 2 の 3	国民健康保険特別療養費 支給申請書

に改める。

別記様式第 4 号の 1 を削り、別記様式第 4 号の 9 を別記様式第 4 号の 1 とする。

別記様式第 4 号の 2 を削り、別記様式第 4 号の 10 を別記様式第 4 号の 2 とする。

別記様式第 4 号の 3 を次のように改める。

国民健康保険資格確認書返還請求書

年 月 日			
様			
名古屋市 区長			
印			
国民健康保険法施行規則第27条の 5の 2第 1項の規定により、次のように資格確認書の返還を求めますので、期限までに返還してください。 なお、資格確認書の返還後、代わりに特別療養費を支給することを記載した資格確認書をお渡しします。			
記号		番号	
返 還 場 所		区保健福祉センター福祉部保険年金課（住 所）	
返 還 期 限		年 月 日	
返還を求める理由			
注意 期限までに返還されないまま資格確認書の有効期限が切れたときは、国民健康保険法施行規則第27条の 5の 2第 3項の規定により資格確認書が返還されたものとみなして、特別療養費を支給することを記載した資格確認書を交付します。			

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

別記様式第 4 号の 4 を削り、別記様式第 4 号の 11 を別記様式第 4 号の 4 とする。

別記様式第 4 号の 6 中「国民健康保険被保険者資格証明書^{被 保 険 者 証}の適用除外となる公費負担医療受給者届」を「国民健康保険特別療養費の適用除外となる公費負担医療受給者届」に、「^{被保険者資格証明書}資格証明書」を「^{高 齢 受 給 者 証}特別療養費」に改める。

別記様式第 7 号中 国民健康保険 再交付申請書
「^{資格確認書}国民健康保険 資格確認書 再交付申請書」
を「国民健康保険 高年齢受給者証 再交付申請書」に改める。

別記様式第 8 号の 2 を別記様式第 8 号の 2 の 3 とし、同様式の前に次の 2 様式を加える。

国民健康保険特別療養費決定通知書

年 月 日		
様		
名古屋市 区長		
印		
国民健康保険法第54条の 3 第 1項 第 2項の規定により、次のように療養の給付等に代えて特別療養費を支給しますので、同条第 3項の規定に基づき通知します。		
記号		番号
特別療養費の支給申請先		区保健福祉センター福祉部保険年金課（住 所）
特別療養費への変更日		年 月 日
特別療養費への変更理由		
注意 1 特別療養費の支給対象者は、保険医療機関等において診療を受けたときは、その窓口で診療費用の全額を支払ってください。後日、申請を行うことで、支払った額から一部負担金に相当する額を控除した額の給付を受けることができます。 2 滞納している保険料を納付したときは、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。 3 災害等の特別な事情が生じたときや、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の自立支援医療等の公費負担を受けることができるに至ったときは、特別療養費の支給を終了し、療養の給付等を行います。		

備考 1 行政不服審査法第82条第 1項及び行政事件訴訟法第46条第 1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

国民健康保険療養の給付等に係る通知書

様			年 月 日
名古屋市 区長			印
国民健康保険法第54条の 3第 4項の規定に基づき、療養の給付等を行いますので、同条第 5項の規定に基づき通知します。			
記号		番号	
療養の給付等への変更日		年 月 日	
注意 1 保険医療機関等において診療を受けようとするときは、その窓口で引き続き電子的確認を受けるか、国民健康保険資格確認書を渡してください。 2 療養の給付等を行う対象者は、保険医療機関等の窓口で一部負担金を支払ってください。			
備考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4とする。

別記様式第19号中「被保険者証の表示」を「資格情報」に改める。

別記様式第21号注意中「これまで使用してきた国民健康保険の被保険者証」を「国民健康保険の電子的確認又は資格確認書」に改める。

別記様式第23号の 3中

「

被保険者資格証明書の交付日	年	月	日	を
控 除 す る 金 額			円	

」

「

控 除 す る 金 額		円	に
-------------	--	---	---

」

改める。

別記様式第28号の 2中「、被保険者資格証明書の交付」を削る。

(名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部改正)

第 5条 名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則（平成30年名古屋市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 1号様式（表）中「被保険者証の記号」を「被保険者記号」に改める。

第 2号様式（裏）中「被保険者証」を「医療保険」に改める。

第 4号様式中「被保険者証の記号」を「被保険者記号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 6年12月 2日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第 2条の規定による改正前の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定に基づいて交付されている受給者証であって、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労

働省関係省令の整備に関する省令（令和 6年厚生労働省令第 119号）第 3条の規定による改正前の国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 6条の規定により被保険者証等の交付を受けている世帯主が施行日以後に当該被保険者証等を返還する場合における当該返還に関する職務は、当該世帯主が現に有する住所（国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）第 116条の 2の規定の適用がある世帯主にあつては、本市の区域内において最後に有していた住所）の区域を所管する区長が行うものとする。

- 4 この規則の施行の際現に第 4条の規定による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている被保険者証等であつて、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書及び証明書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 6 この規則の施行の際現に第 5条の規定による改正前の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定に基づいて交付されている特定医療費受給者証であつて、現に効力を有するものは、同条の規定による改正後の名古屋市難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 7 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている届、申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 8 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。